

事業紹介 鹿窪砂窪線道路整備事業

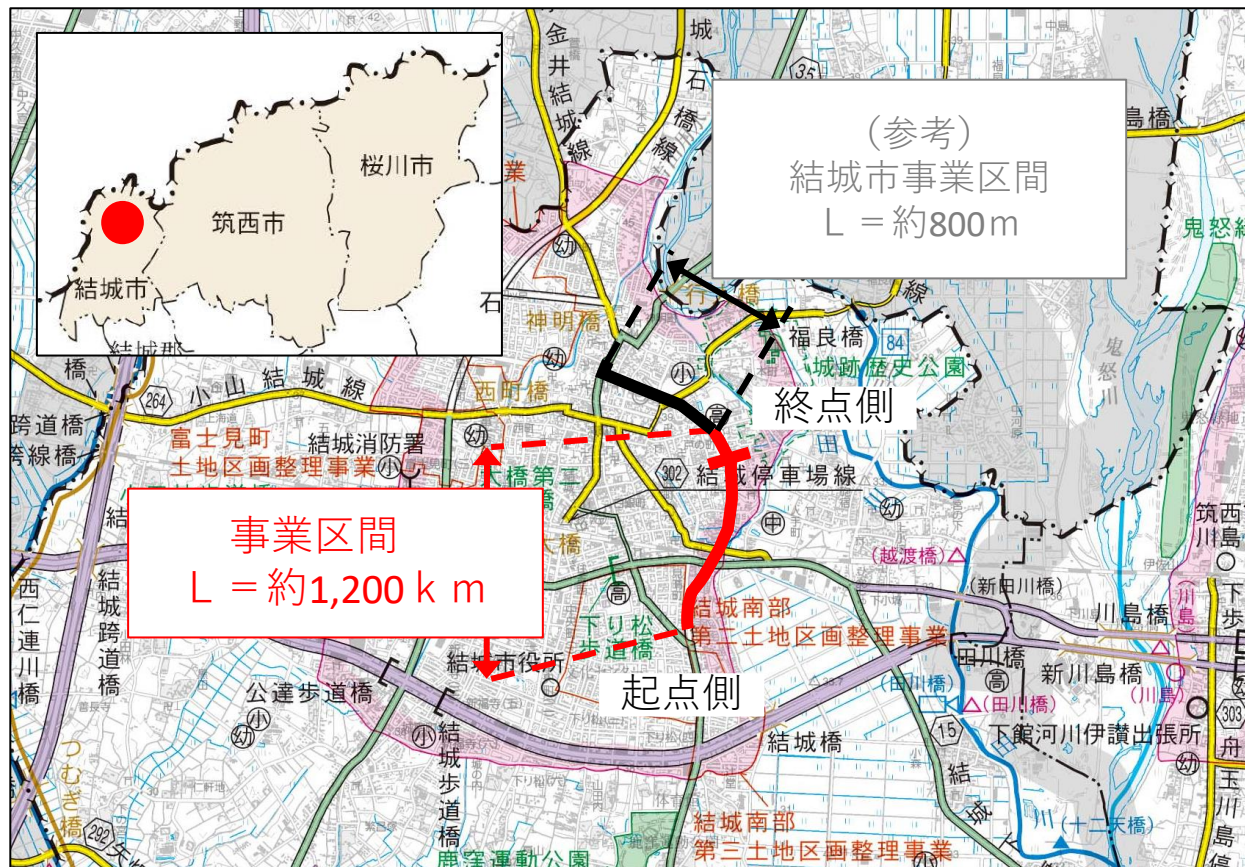
令和6年3月

【事業目的】

都市計画道路鹿窪砂窪線は、JR水戸線で分断される結城市街地の南北をつなぎ、市街地の骨格を構成する幹線街路として、昭和32年に当初の都市計画決定がされ、その後計画変更を経て、現在は、結城市大字鹿窪字向原の起点から同市大字結城字砂窪の終点まで延長約4,950m、幅員16mで計画されております。

当路線は、市街地の外郭道路としての南北の連絡機能の強化、中心市街地への自動車交通の流入抑制、指定避難所である結城小学校・結城中学校や結城第一高等学校への安全な移動及びこれらの学校への安全な通学路を確保する役割を担う幹線道路であり、早期の整備が求められております。

【位置図】



【事業概要】

- 路線名 都市計画道路 鹿窪砂窪線
- 箇所 結城市結城
- 延長 L = 1,200m
- 幅員 W = 16.0m/6.0m (2車線)

【現況写真】

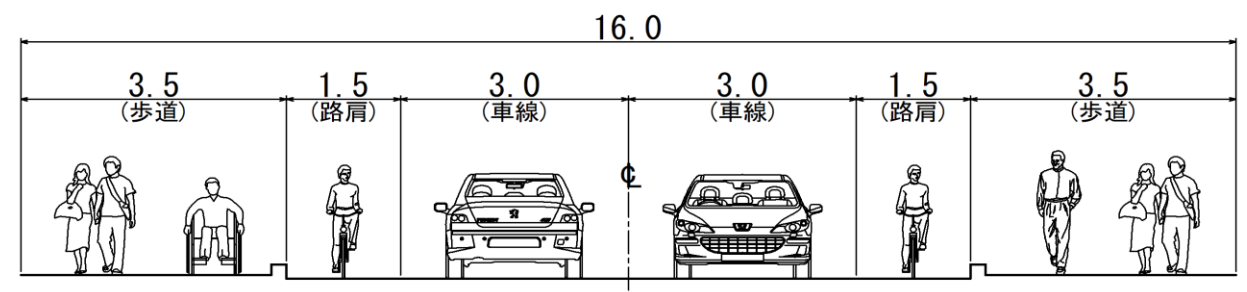
起点側



終点側



【標準横断図】



【地元説明会】

事業認可取得後、計3回の地元説明会を実施しました。



令和5年6月に開催した説明会の様子

皆様からの主な質問

Q1：事業はどこから進めていくのか。

A1：南側（第1期区間）から進めていく予定です。

Q2：用地買収はいつ頃から始まるのか。

A2：令和6年度より、順次進めていく予定です。

Q3：工事はいつ頃から始まるのか。

A3：用地買収の進捗によって変わるため、現時点では未定です。

Q4：今後も説明会はあるのか。

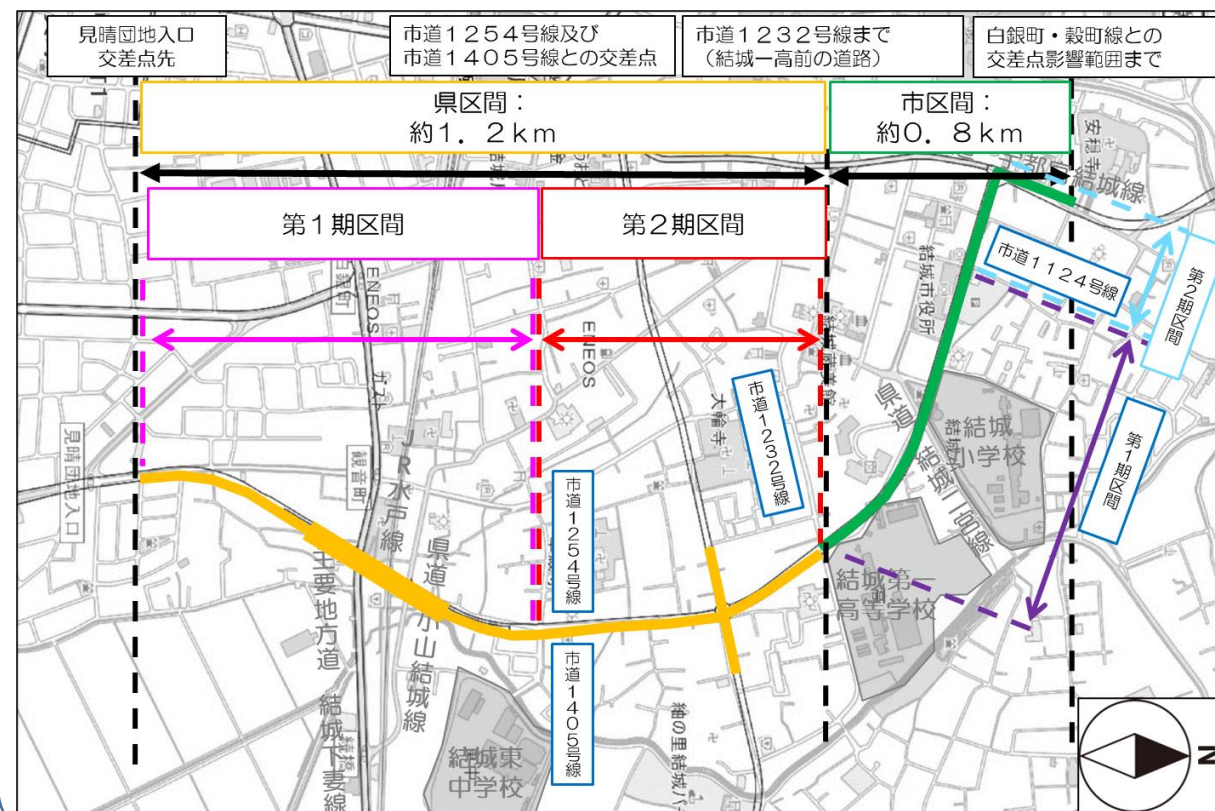
A4：現時点で開催の予定はありません。

Q5：事業の進捗は確認できるのか。

A5：今後は、HP等への掲載により、皆様へ情報提供を行う予定です。

【事業の進め方】

茨城県では、事業区間を2つに分け、南側の区間を第1期区間とし、優先的に進めていきます。



【事業区域内の制限について】

- 土地利用の制限（都市計画法第65条）
事業地内において、都市計画事業施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建物の建築、移動の容易でない物件の設置などを行おうとする場合、結城市の許可が必要となる。
原則として都市計画事業地内で建築物の建築などは許可できないが、事業の施工に支障がないと確認できたときは許可をする場合がある。
- 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）
事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方等を書面で施行者（茨城県又は結城市）に届け出なければならない。
施行者は、届出後30日以内にその土地建物等を買取ることができ、期間内に施行者が買取らない場合に限り、有償譲渡をすることができる。

⇒ 上記に該当する可能性がある場合は、施行者までご相談ください。